

青森県報

号外第八十七号

平成二十七年
十月十六日
(金曜日)

目 次

条 例

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例……………	(情 システム課) …… 二
青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例……………	(総務学事課) …… 六
青森県県税条例の一部を改正する条例……………	(税 務 課) …… 九
青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例……………	(同) …… 一九
青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………	(市町村課) …… 二〇
青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例……………	(環境保全課) …… 二三
青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例……………	(保健衛生課) …… 三三
青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部を改正する条例……………	(都市計画課) …… 三五

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(個人番号の利用範囲)

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同表の下欄に掲げる事務並びに次項の事務及び第三項の事務とする。

2 知事は、次の各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、当該各号に定める特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

きる。

一 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第一条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

二 東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であつて私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 前号に定める情報

三 私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの 生活保護関係情報であつて規則で定めるもの

3 知事又は教育委員会は、法別表第二の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第四欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

第四条 私立学校の設置者その他の規則で定める者は、別表第一の一の項の下欄及び二の項の下欄に掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であつて規則で定めるものを行うことができる。

（特定個人情報の提供）

第五条 法第十九条第九号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第二の第一欄に掲げる機関が、同表の第三欄に掲げる機

関に対し、同表の第二欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第三欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例又は規則の規定により当該特定個人情報と同一の情報の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

(施行事項)

第六条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

別表第一 (第二条関係)

機 関	事 務
一 知事	私立の高等学校等における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの
二 知事	東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であつて私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの
三 知事	私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの
四 教育委員会	青森県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例(昭和五十年三月青森県条例第一号)による修学奨励金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

五 教育委員会	青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）による授業料等の免除に関する事務であって規則で定めるもの
六 教育委員会	国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの

別表第二（第五条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特 定 個 人 情 報
一 知事又は 教育委員会	法別表第二の百十三の項の第二欄に掲げる事務	知事又は教育委員会	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
二 知事	法別表第二の二十六の項の第二欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第百四十四号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
三 知事	法別表第二の八十七の項の第二欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報又は学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
四 教育委員会	青森県立高等学校授業料等徴収条例による授業料等の免除に関する事務であつ	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの

五 教育委員 会	て規則で定めるもの 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
----------------	---	----	----------------------

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十五号

青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

第一条 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 雑則（第三十八条 第四十条）」を
「第三節 特定個人情報の取扱い等の特例（第三十七条の二）
第四節 雑則（第三十八条 第四十条）」に改める。

第二章中第三節を第四節とし、第二節の次に次の一節を加える。

第三節 特定個人情報の取扱い等の特例

第三十七条の二 実施機関が保有する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以

下「番号利用法」という。）第二条第八項に規定する特定個人情報（番号利用法第二十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録されたものを除く。）に関しては、第九条第二項第二号から第四号までの規定は適用しないものとし、この条例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九条第一項	法令等に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第九条第二項	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第十四条第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十五条第二項	法定代理人	代理人
第十八条第一項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第三十二条第一項第一号	又は第九条第一項及び第二項の規定に違反して利用されているとき	第三十七条の二の規定により読み替えて適用する第九条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は同法第二十八条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（同法第二十九条に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録され

		<p>第三十二条第一項第二号</p> <p>第九條第一項及び第二項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条</p>
		<p>ているとき</p>

第二條 青森県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第三十七條の二の表第三十二條第一項第一号の項中「第三十七條の二」を「第三十七條の二第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 実施機関が保有する番号利用法第二十三條第一項及び第二項に規定する記録に記録された番号利用法第二條第八項に規定する特定個人情報に関しては、第九條第二項から第四項まで、第十七條、第三十條及び第三十二條から第三十五條までの規定は適用しないものとし、この條例の他の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第九條第一項	法令等に基づく場合を除き、利用目的	利用目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第十四條第二項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第十五條第二項	法定代理人	代理人
第十八條第一項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第三十一條第二項	当該保有個人情報の提供先	総務大臣及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第十九條第七号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る同法第二

十三条第一項及び第二項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。）

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に規定する日から施行する。

青森県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十六号

青森県税条例の一部を改正する条例

青森県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同条第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十六条から第二十六条までを次のように改める。

(徴収猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第十六条 知事は、法第十五条第三項又は第五項の規定により、同条第一項若しくは第二項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）又は法第十五条第四項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この条において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限（以下この条において「各分割納付等期限」という。）及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額（以下この条において「各分割納付等金額」という。）を定めるものとする。

2 知事は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者が前項の規定により定めた各分割納付等金額を当該各分割納付等金額に係る各分割納付等期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があるとき、当該各分割納付等期限及び当該各分割納付等金額を変更することができる。

3 知事は、第一項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を定めたときは、その旨、当該各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

4 知事は、第二項の規定により各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更したときは、その旨、当該変更後の各分割納付等期限及び各分割納付等金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予に係る申請書記載事項等)

第十七条 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき徴収金を一時に納付し、又は納入することができな

い事情の詳細

二 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額

三 前号の金額のうち猶予を受けようとする金額

四 猶予を受けようとする期間

五 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

六 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証である場合にあつては、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に關し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情がある場合にあつては、その事情）

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 法第十五条の二第一項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第十五条第一項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

二 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

三 猶予を受けようとする日前一年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

四 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予を受けようとする期間が三月を超える場合には、地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政令」という。）第六条の十の規定により提出すべき書類その他担保の提供に關し必要となる書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 法第十五条の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- 二 第一項第二号から第六号までに掲げる事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 4 法第十五条の二第二項及び第三項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 第二項第二号から第四号までに掲げる書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 5 法第十五条の二第三項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - 一 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由
 - 二 猶予期間の延長を受けようとする徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - 三 猶予期間の延長を受けようとする期間
 - 四 第一項第五号及び第六号に掲げる事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 6 法第十五条の二第四項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。
 - 一 第二項第四号に掲げる書類
 - 二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。
(職権による換価の猶予等に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法)

第十八条 第十六条の規定は、法第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第十六条第一項中「定める」とあるのは、「その猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）ごとに定める」と読み替えるものとする。

（職権による換価の猶予等をする場合に提出を求められることができる書類）

第十九条 法第十五条の五の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる書類
- 二 分割納付又は分割納入をさせるために必要となる書類
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（申請による換価の猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法等）

第二十条 法第十五条の六第一項に規定する条例で定める期間は、六月とする。

2 第十六条の規定は、法第十五条の六第三項において読み替えて準用する法第十五条第三項又は第五項の規定により、徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。この場合において、第十六条第一項中「定める」とあるのは、「その猶予をする期間内の各月（知事がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の知事が指定する月）ごとに定める」と読み替えるものとする。

（申請による換価の猶予に係る申請書記載事項等）

第二十一条 法第十五条の六の二第一項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

二 第十七条第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事項

三 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額
四 前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

2 法第十五条の六の二第一項及び第二項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 第十七条第二項第二号から第四号までに掲げる書類

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

3 法第十五条の六の二第二項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 第十七条第一項第六号及び第五項第一号から第三号までに掲げる事項

二 第一項第三号に掲げる事項

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

4 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。

(担保を徴する必要がある場合)

第二十二条 法第十六条第一項に規定する条例で定める場合は、その猶予に係る金額が百万円以下である場合、その猶予に係る期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情があると知事が認める場合とする。

第二十三条から第二十六条まで 削除

第三十五条第八項中「地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号。以下「政令」という。）」を「政令」に改める。

第五十五条の九第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつて

は、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第六十五条第一号中「及び名称」を「名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）」に改める。

第七十六条の十第一項中「第十五条」を「第二十二条」に改め、同条第三項中「第十五条」の下に「から第二十二条まで」を加える。

第七十七条第九項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第八十六条第一項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第八十八条中「送付又は」を「送付し、又は」に、「左に」を「次に」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第二号口中「及び氏名」を「氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第九十三条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第九十三条の二第三項第一号及び第六項第一号中「及び氏名」を「氏名及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名）」に改める。

第九十三条の三第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に改め、同条第六項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改め、同項第四号中「行なう」を「行う」に改める。

第九十三条の四第三項中「あわせて」を「併せて」に改め、同項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個

人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称」に改める。

第九十三条の五第三項第一号を次のように改める。

一 再開発会社の住所、名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）並びにその代表者の住所及び氏名

第九十三条の六第三項第一号及び第九十三条の七第三項第一号中「及び名称」を「名称及び法人番号（法人番号を有しない者にあつては、住所及び名称）」に改める。

第一百七十七条第二項第一号、第一百八条第二項第一号、第一百三十五条第三項第一号、第一百三十六条第二項第一号、第四百四十九条の二第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ、第四百四十九条の七第二項第一号並びに第四百四十九条の十第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第六十六条中「左に」を「次に」に改め、同条第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第二百十九条第一項第一号中「及び職業」を「個人番号及び職業（個人番号を有しない者にあつては、住所、氏名及び職業）」に改める。

附則第八条の三中「平成二十八年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第八条の七第一項中「第十五条」を「第二十二条」に改め、同条第三項中「第十五条」の下に「から第二十二条まで」を加える。

附則第十五条第三項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、附則第八条の三の改正規定は公布の日から、第十六条から第二十六条まで、第三十五

条第八項及び第七十六条の十の改正規定並びに附則第八条の七の改正規定は平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例（以下「改正後の条例」という。）第六条第一項第一号及び第三項第一号の規定は、平成二十八年一月一日（以下「施行日」という。）以後に提出する同条第一項に規定する申告書又は同項若しくは同条第三項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の青森県県税条例（以下「改正前の条例」という。）第六条第一項に規定する申告書又は同項若しくは同条第三項に規定する申請書については、なお従前の例による。

3 改正後の条例第五十五条の九第一項第一号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する届出書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第五十五条の九第一項に規定する届出書については、なお従前の例による。

4 改正後の条例第六十五条第一号の規定は、施行日以後に提出する同条に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第六十五条に規定する申請書については、なお従前の例による。

5 改正後の条例第七十七条第九項第一号、第八十六条第一項第一号、第九十三条第二項第一号、第九十三条の二第三項第一号及び第六項第一号、第九十三条の三第三項第一号及び第六項第一号、第九十三条の四第三項第一号、第九十三条の五第三項第一号並びに第九十三条の七第三項第一号の規定は、施行日以後に提出する改正後の条例第七十七条第九項、第九十三条第二項、第九十三条の二第六項若しくは第九十三条の三第六項に規定する申請書又は改正後の条例第八十六条第一項、第九十三条の二第三項、第九十三条の三第三項、第九十三条の四第三項、第九十三条の五第三項、第九十三条の六第三項若しくは第九十三条の七第三項に規定する申告書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第七十七条第九項、第九十三条第二項、第九十三条の二第六項若しくは第九十三条の三第六項に規定する申請書又は改正前の条例第八十六条第一項、第九十三条の二第三項、第九十三条の三第三項、第九十三条の四第三項、第九十三条の五第三項、第九十三条の六第三項若しくは第九十三条の七第三項に規定する申告書については、なお従前の例による。

6 改正後の条例第八十八条第二号口の規定は、施行日以後に行われる同条の規定による通知について適用し、施行日前に行われた改正前の条例第八十八条の規定による通知については、なお従前の例による。

7 改正後の条例第七十七条第二項第一号及び第八十八条第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する改正後の条例第七十七条第一項に規定する納入申告書又は改正後の条例第八十八条第二項に規定する登録申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第七十七条第一項に規定する納入申告書又は改正前の条例第八十八条第二項に規定する登録申請書については、なお従前の例による。

8 改正後の条例第三百三十五条第三項第一号及び第三百三十六條第二項第一号の規定は、施行日以後に提出する改正後の条例第三百三十五条第三項に規定する申告書又は改正後の条例第三百三十六條第二項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第三百三十五条第三項に規定する申告書又は改正前の条例第三百三十六條第二項に規定する申請書については、なお従前の例による。

9 改正後の条例第四百九十九條の二第二項第一号イ、第二号イ及び第三号イ、第四百四十九條の七第二項第一号並びに第四百四十九條の十第一項第一号の規定は、施行日以後に提出する改正後の条例第四百四十九條の二第二項、第四百四十九條の七第二項又は第四百四十九條の十第一項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第四百四十九條の二第二項、第四百四十九條の七第二項又は第四百四十九條の十第一項に規定する申請書については、なお従前の例による。

10 改正後の条例第六十六條第一号の規定は、平成二十八年度以後の年度分の鉾区税について適用し、平成二十七年度分までの鉾区税については、なお従前の例による。

11 改正後の条例第二百十九條第一項第一号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する狩猟税申告書について適用し、施行日前に提出した改正前の条例第二百十九條第一項に規定する狩猟税申告書については、なお従前の例による。

12 改正後の条例附則第十五條第三項第一号の規定は、施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、施行日前に提出した改正前の条

例附則第十五条第三項に規定する申請書については、なお従前の例による。

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十七号

青森県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

青森県産業廃棄物税条例（平成十四年十二月青森県条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第十五項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十二条第一項第一号中「及び氏名又は名称」を「氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）」に改める。

第十三条第二項中「第十五条第四項、第十五条の二及び第十五条の三並びに」を「第十五条の二の二から第十五条の三まで及び」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第十三条第二項の改正規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県産業廃棄物税条例（以下「改正後の条例」という。）第十条第二項第一号の規定は、平成二十八年一月一日以後に提出する同項に

規定する申請書について適用し、同日前に提出した改正前の青森県産業廃棄物税条例（以下「改正前の条例」という。）第十条第二項に規定する申請書については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例第十二条第一項第一号の規定は、平成二十八年一月一日以後に行われる同項の規定による届出について適用し、同日前に行われた改正前の条例第十二条第一項の規定による届出については、なお従前の例による。

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第五十八号

青森県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

青森県住民基本台帳法施行条例（平成十四年七月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第二条中「第三十条の九第一項」を「第三十条の四十第一項」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（本人確認情報の利用に係る事務等）

第二条 法第三十条の十五第一項第二号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）における教育の振興及び授業料等の負担の軽減を図るための事業であって規則で定めるものの実施に関する事務であって規則で定めるもの

二 東日本大震災により被災した幼児又は生徒の就園又は就学の支援等のための事業であつて私立学校の幼児又は生徒の授業料等の減免のためのもの実施に関する事務であつて規則で定めるもの

三 私立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの

2 法第三十条の十五第二項第二号に規定する条例で定める執行機関は、教育委員会とし、同号に規定する条例で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 青森県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与条例（昭和五十年三月青森県条例第一号）による修学奨励金の貸与に関する事務であつて規則で定めるもの

二 青森県立高等学校授業料等徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）による授業料等の免除に関する事務であつて規則で定めるもの

三 国立又は公立の高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図るための事業であつて規則で定めるものの実施に関する事務であつて規則で定めるもの

3 法第三十条の十五第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定による本人確認情報の提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び第三条を削る改正規定は、公布の日から施行する。

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十九号

青森県環境影響評価条例の一部を改正する条例

青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第六十号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一の」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価

及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いて衛生管理を行う場合 別表第一に定める基準

二 危害分析・重要管理点方式を用いなくて衛生管理を行う場合 別表第二に定める基準

第四条第一項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

別表第二を別表第三とする。

別表第一中「管理運営基準」を「危害分析・重要管理点方式を用いなくて衛生管理を行う場合の管理運営基準」に改め、同表第一号を次のように改める。

一 全ての営業の種類	
一般事項	別表第一第一号の一般事項に定めるところによること。
施設の衛生管理	別表第一第一号の施設の衛生管理に定めるところによること。
食品取扱設備等の衛生管理	別表第一第一号の食品取扱設備等の衛生管理に定めるところによること。
ねずみ、昆虫等対策	別表第一第一号のねずみ、昆虫等対策に定めるところによること。
廃棄物及び排水の取扱い	別表第一第一号の廃棄物及び排水の取扱いに定めるところによること。
食品及び食品添加物の	1 原材料の仕入れに当たっては、適切な管理が行われたものを仕入れ、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検すること。

取扱い

- 2 原材料として使用する食品は、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存し、必要に応じて前処理を行った後、加工に供すること。
 - 3 冷蔵庫又は冷蔵室内では、相互汚染が生じない方法で保存すること。
 - 4 食品添加物を使用するときは、正確にひょう量を行い、適正に使用すること。
 - 5 食品及び食品添加物は、これらの消費期限又は賞味期限、製造加工の方法、包装形態その他の特性に応じて、製造、加工、調理、保管等の各過程における時間及び温度の管理に十分留意して衛生的に取り扱うこと。
 - 6 未加熱又は未加工の原材料は、そのまま摂取される食品と区分して取り扱うこと。
 - 7 製造、加工、処理、調理、保管等を行う場所へは、食品取扱者以外の者が立ち入ることのないようにすること。ただし、食品及び食品添加物の汚染のおそれがないときは、この限りでない。
 - 8 生鮮食品その他の原材料の保管に当たっては、消費期限等に応じて適切な順序で使用されるよう留意すること。
 - 9 食品又は食品添加物を入れる機械器具及び容器包装には、食品及び食品添加物を汚染及び損傷から保護できるものを使用するとともに、再使用するときは、洗浄及び消毒が容易なものを使用すること。
 - 10 容器包装には、適切な表示が行えるものを使用すること。
 - 11 食品及び食品添加物の製造又は加工に当たっては、次に掲げる事項の実施に努めること。
 - (1) 原材料及び製品への異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査すること。
 - (2) 原材料、製品及び容器包装をロット（一の製造期間内に一連の製造工程により均質性を有するように製造された原材料、製品及び容器包装の一群をいう。）ごとに管理すること。
-

<p>管理運営要領の作成等</p>	<p>製品の回収及び廃棄</p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>食品衛生責任者の設置</p>	<p>使用水等の管理</p>	<p>(3) 製品ごとにその名称及び種類、原材料その他必要な事項を記載した製品説明書を作成し、これを保存すること。</p> <p>(4) 分割され、又は細切された食肉等については、異物の混入がないかを確認し、異物の混入が認められたときは、汚染のおそれがある部分を廃棄すること。</p> <p>(5) 原材料として使用していないアレルギー物質が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。</p> <p>12 製品について必要に応じて法第十一条の規定により定められた基準及び規格等に適合しているかを確認し、その結果を記録し、これを一年間（賞味期限を定める製品にあっては、賞味期限から一年間）保存すること。</p> <p>13 おう吐物等により汚染されたおそれのある食品及び食品添加物は、廃棄すること。</p>
<p>別表第一第一号の管理運営要領の作成等に定めるところによること。</p>	<p>別表第一第一号の製品の回収及び廃棄に定めるところによること。</p>	<p>食品及び食品添加物の取扱い1の規定による点検の結果及び同11(2)の規定による管理の状況の記録並びに取り扱う食品に係る仕入先、製造の状況、出荷先又は販売先その他の食品衛生上の危害の発生の防止に必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。</p>	<p>別表第一第一号の食品衛生責任者の設置に定めるところによること。</p>	<p>別表第一第一号の使用水等の管理に定めるところによること。</p>	

食品の取扱者 に係る衛生 管理	別表第一第一号の食品取扱者に係る衛生管理に定めるところによること。	食品取扱者 に対する衛 生教育等	別表第一第一号の食品取扱者に対する衛生教育等に定めるところによること。	食品の運搬
				別表第一第一号の食品の運搬に定めるところによること。
				別表第一第一号の食品の販売に定めるところによること。
食品の販売				

別表第一第二号3を削り、同表第十八号を次のように改める。

十八 食品の放射線照射業	別表第一第六号に定めるところによること。
--------------	----------------------

別表第一を別表第二とし、附則の次に次の一表を加える。

別表第一（第二条関係）

危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を行う場合の管理運営基準

営業の種類	基	準
一 全ての営業の種類		
一般事項		
2	1	1 日常点検その他の衛生管理を計画的に実施すること。 施設、設備及び法第四条第四項に規定する器具（以下「機械器具」という。）につ

	<p>いては、これらの構造及び材質並びに取り扱う食品及び食品添加物（同条第二項に規定する添加物をいう。以下同じ。）の特性を考慮し、適切な清掃、洗浄、消毒及び殺菌の方法を定め、必要に応じてその内容を見直すこと。</p> <p>3 必要に応じて、2の清掃等の手順に関する文書を作成し、その内容を見直すこと。</p> <p>4 衛生上支障のないよう、施設、設備、人的能力等に応じて適切な受注管理を行うこと。</p>
<p>施設の衛生管理</p>	<p>1 施設及びその周辺は、定期的に清掃し、衛生上支障のないよう保つこと。</p> <p>2 製造、加工、処理、調理、保管、販売等を行う場所（以下「作業場」という。）には、 unnecessary 物品を置かないこと。</p> <p>3 施設内の壁、天井及び床は、常に清潔に保つこと。</p> <p>4 施設内の採光、照明及び換気を十分に行うとともに、必要に応じて適切な温度及び湿度の管理を行うこと。</p> <p>5 窓及び出入口は、開放しないこと。やむを得ず開放するときは、じんあい、ねずみ、昆虫等の侵入を防止するための措置を講ずること。</p> <p>6 排水溝は、排水がよく行われるよう廃棄物の流出を防ぎ、かつ、清掃及び補修を行うこと。</p> <p>7 便所は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒を行うこと。</p> <p>8 施設内では、愛玩する動物を飼養しないこと。</p> <p>9 施設内でおう吐があったときは、直ちに殺菌剤等で適切に消毒すること。</p>
<p>食品取扱設備等の衛生管理</p>	<p>1 施設において使用する機械、器具その他の物は、その目的に応じて使用すること。</p> <p>2 機械器具は、作業中に必要に応じて、及び作業終了後、熱湯、蒸気、消毒剤等で洗浄及び消毒を行い、乾燥させること。</p> <p>3 洗浄剤、消毒剤その他の薬剤は、適正なものを適正な濃度で使用すること。</p>

	<p>4 機械器具及び分解した機械器具の部品は、それぞれ所定の場所に衛生的に保管すること。</p> <p>5 機械器具は、点検し、故障、破損等があるときは、速やかに補修等を行い、常に適正に使用できるよう整備しておくこと。</p> <p>6 温度計、圧力計、流量計その他の計器類及び滅菌、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置の精度を定期的に点検し、その結果を記録し、これを保存すること。</p> <p>7 洗浄剤、消毒剤その他の薬剤は、容器に内容物の名称を表示すること等により食品及び食品添加物への混入を防止すること。</p> <p>8 清掃用器材は、必要に応じて洗浄し、及び乾燥させ、専用の場所に保管すること。</p> <p>9 手洗設備には、水を十分に供給し、手洗いに適切な石けん及び消毒剤等を常に使用できる状態で備えておくこと。</p> <p>10 洗浄設備は、常に清潔に保つこと。</p>
<p>使用水等の管理</p>	<p>1 施設で使用する水は、飲用に適する水であること。ただし、飲用に適する水への混入を防止するための措置を講じた上で、食品及び食品添加物の衛生管理に支障のない用途で使用するときは、この限りでない。</p> <p>2 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）又は青森県小規模水道規制条例（昭和四十七年十二月青森県条例第四十六号）の規定により導管及びその他の工作物により水を人の飲用に適する水として供給する施設から供給される水（以下「水道水」という。）以外の水を使用するとき（1のただし書に該当するときを除く。）は、年一回以上（災害等により当該水が汚染されたおそれがあるときは、その都度）水質検査を行い、その結果を記録し、これを一年間保存すること。</p> <p>3 2の水質検査の結果、飲用に適さないと認められたときは、直ちに使用を中止し、知事の指示に従い、適切な措置を講ずること。</p>

<p>食品衛生責任者の設置</p>	<p>廃棄物及び排水の取扱い</p>	<p>ねずみ、昆虫等対策</p>	
<p>1 営業者（法第四十八条の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。）は、施設又はその部門ごとに、食品取扱者（作業場内で食品又は食品添加物を取り扱う作業に従事する者をいう。以下同じ。）のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を定めること。</p> <p>2 食品衛生責任者には、知事が適当と認める講習会を定期的に受講させるとともに、常に食品衛生に関する新しい知見の習得に努めさせること。</p> <p>3 食品衛生責任者には、衛生管理に当たらせるとともに、食品衛生上の危害の発生の防止のため、施設における衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について、</p>	<p>1 廃棄物の保管及び廃棄の方法を定め、必要に応じて当該保管及び廃棄の手順に関する文書を作成すること。</p> <p>2 廃棄物の容器は、他の容器と明確に区別できるようにし、汚液及び汚臭が漏れないようにすること。</p> <p>3 廃棄物は、食品、食品添加物、機械器具及び容器包装の衛生管理に支障のない場所に適切に保管すること。</p> <p>4 廃棄物及び排水は、適切に処理すること。</p>	<p>1 ねずみ、昆虫等の駆除作業を必要に応じて実施し、その状況を記録し、これを一年間保存すること。</p> <p>2 殺そ剤又は殺虫剤を使用するときは、食品及び食品添加物を汚染しないよう適切に取り扱うこと。</p> <p>3 食品、食品添加物及び容器包装は、ねずみ、昆虫等による汚染を防止するための措置を講じた上で保管すること。</p>	<p>4 貯水槽を使用するときは、定期的に清掃し、常に清潔に保つこと。</p>

<p>食品及び食品添加物の取扱い</p>	<p>製品説明書及び製造工程一覧図の作成</p>	<p>危害分析・重要管理点方式を用いて衛生管理を実施する班の編成</p>	<p>営業者に対して意見を述べさせること。この場合において、営業者は、当該意見を尊重すること。</p>
<p>次に掲げる方法により、食品衛生上の危害の分析を実施して特定された食品衛生上の危害の原因となる物質を管理すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 製造工程ごとに発生するおそれのある全ての食品衛生上の危害の原因となる物質を記載した一覧表（以下「危害要因一覧表」という。）を作成し、健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品説明書に記載された事項等を考慮し、各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。 2 1の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質について、製造工程ごとに、当該食品衛生上の危害の原因となる物質による食品衛生上の危害の発生を防 	<ol style="list-style-type: none"> 1 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質、殺菌又は菌の増殖を抑制するための処理、包装、保存性、保管条件、流通方法その他安全性に関する必要な事項並びに想定する使用方法、消費者層等に関する事項を記載した製品説明書を作成すること。 2 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。 3 実際の製造工程を確認し、必要に応じて製造工程一覧図を修正すること。 	<p>食品衛生管理者、食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。</p>	

管理運営要	<p>止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因一覧表に記載すること。</p> <p>3 1の規定により特定された食品衛生上の危害の原因となる物質による食品衛生上の危害の発生を防止するため、製造工程のうち管理措置の実施状況について連続的又は相当の頻度による確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするもの（以下「重要管理点」という。）を定め、重要管理点を定めない場合は、その理由を記載した文書を作成すること。</p> <p>4 3の規定により定めようとする重要管理点における管理措置によっては食品衛生上の危害の原因となる物質を十分に管理できない場合は、当該重要管理点又はその前後の製造工程において適切な管理措置を定めることができるよう製品又は製造工程を見直すこと。</p> <p>5 重要管理点ごとに食品衛生上の危害の原因となる物質を許容できる範囲まで低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を定めること。この場合において、管理基準は、温度、時間、水分含量、水素イオン濃度、水分活性、有効塩素その他の測定することができる指標又は外観、食感その他の官能的指標により定めると。</p> <p>6 管理基準の遵守状況の確認及び管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷の防止のためのモニタリングについて、その方法を定め、実施すること。</p> <p>7 重要管理点ごとに管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置（管理基準の不遵守により影響を受けた製品の適切な処理を含む。以下「改善措置」という。）を定め、適切に実施すること。</p> <p>8 1から7までの規定による衛生管理について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、十分な頻度で検証を行うこと。</p>
1 施設、設備、機械器具、容器包装並びに食品及び食品添加物の取扱いに係る衛生上	

<p>領の作成等</p>	<p>記録の作成及び保存</p>	<p>製品の回収及び廃棄</p>
<p>の管理運営要領を必要に応じて作成し、食品取扱者及び関係者に周知させること。</p> <p>2 製品検査、拭き取り検査等を実施し、施設における衛生状態を確認することにより、</p> <p>1の管理運営要領の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと。</p>	<p>1 食品及び食品添加物の取扱い1及び2の規定による食品衛生上の危害の分析、同3の規定による重要管理点の設定、同5の規定による管理基準の設定、同6の規定によるモニタリングの方法の設定及び実施の結果、同7の規定による改善措置の設定及び実施の結果並びに同8の規定による検証に関する記録を作成し、これを保存すること。</p> <p>この場合において、同6の規定によるモニタリングの実施の結果に関する記録は、モニタリングを実施した担当者及び責任者に署名をさせること。</p> <p>2 取り扱う食品に係る仕入先、製造の状況、出荷先又は販売先その他の食品衛生上の危害の発生の防止に必要な事項に関する記録を作成し、これを保存するよう努めること。</p>	<p>1 消費者等から販売食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入等の苦情を受けたときは、速やかに当該苦情の内容を保健所に報告するようにすること。ただし、当該販売食品等に起因する消費者の健康被害が生ずるおそれがないと認められるときは、この限りでない。</p> <p>2 消費者の健康被害（販売食品等に起因し、又は起因する疑いがあると医師により診断されたものに限る。）に関する情報を取得したとき又は販売食品等について法の規定に違反する事実があることを発見したときは、速やかに当該情報又は事実を保健所に報告するようにすること。</p> <p>3 食品衛生上の問題が発生した場合において、消費者の健康被害を未然に防止する観点から、問題となった製品を迅速かつ適切に回収できるよう、回収に係る責任体制、回収の方法及び保健所への報告等の手順を定めること。</p>

	<p>4 回収された製品は、他の製品と明確に区別して保管し、知事の指示に従い、適切に廃棄等の措置を講ずること。</p> <p>5 回収に当たっては、消費者の注意を喚起するため、必要に応じて当該回収に関する情報を公表するよう努めること。</p>
<p>食品取扱者に係る衛生管理</p>	<p>1 食品取扱者の健康診断は、食品衛生上必要な健康状態の把握に留意して行われるようにすること。</p> <p>2 知事から検便を受けさせるべき旨の指示があった食品取扱者には、検便を受けさせること。</p> <p>3 食品取扱者が、飲食物を介して感染するおそれのある疾病にかかったこと若しくは当該疾病の病原体を保有していることが判明したとき又は当該疾病にかかっていると疑われる症状を有すると認められたときは、当該食品取扱者に、その旨を営業者、食品衛生管理者又は食品衛生責任者に対して報告させること、感染のおそれなくなるまでの期間食品及び食品添加物に直接接触させないことその他食中毒の発生を防止するための措置を講ずること。</p> <p>4 作業場内では、食品取扱者に、清潔な作業着及び履物を使用させるとともに、必要に応じて髪覆い又はマスクを使用させること。</p> <p>5 食品取扱者には、指輪その他の食品及び食品添加物への異物の混入の原因となり得る物を作業場内に持ち込ませないこと。</p> <p>6 食品取扱者には、爪を短く切らせ、マニキュア等をさせないとともに、作業前、用便後及び手指が汚染されたときは必ず十分に手指の洗浄及び消毒を行わせ、使い捨ての手袋を使用する場合において当該手袋が汚染されたときは必ず交換を行わせること。</p> <p>7 食品取扱者には、所定の場所以外の場所で着替え、喫煙、放たん、飲食等を行わせるないうこと。</p>

	食品取扱者 に対する衛 生教育等	<ol style="list-style-type: none"> 1 製造、加工、調理、販売等が衛生的に行われるよう、食品及び食品添加物の衛生的な取扱方法及び汚染の防止方法その他の食品衛生上必要な事項に関し、食品取扱者に対する衛生教育及び関係者に対する周知を行うこと。 2 消毒剤、殺菌剤その他の化学物質を取り扱う者に対しては、その安全な取扱いに関する教育訓練を実施し、必要に応じてその内容を見直すこと。
二 飲食店営業	食品の運搬	<ol style="list-style-type: none"> 1 運搬に用いる車両、コンテナ等は、洗浄及び消毒が容易な構造で、食品及び容器包装を汚染しないものを使用し、衛生上支障のないよう管理すること。 2 食品と食品以外の貨物を混載するときは、食品以外の貨物からの汚染を防止するため、食品を適切な容器に入れること等により食品以外の貨物と区分すること。 3 運搬に当たっては、衛生上支障のないよう温度及び湿度の管理、所要時間並びに運搬方法に留意すること。
三 あん類製造業	食品の販売	販売に当たっては、食品を直射日光にさらすこと、長時間不適切な温度で陳列すること等のないよう衛生的に管理すること。
四 魚介類販売業	弁当屋、仕出屋又は旅館にあっては、七十二時間以上検食を保存すること。	食品添加物を使用している旨の表示を運搬用具に記載できないときは、納品伝票等に記載してその旨を購入者に説明すること。
五 食品の冷凍又は冷蔵業	冷蔵庫、ショーケース及び床面は、毎日水洗いすること。	冷蔵庫、ショーケース及び床面は、毎日水洗いすること。
六 食品の放射線照射業	コイル管を使用しているときは、除霜に留意し、常に十分な機能を発揮させること。	コイル管を使用しているときは、除霜に留意し、常に十分な機能を発揮させること。
七 食用油脂製造業及びマーガリン	一日一回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果を二年間保存すること。	一日一回以上化学線量計を用いて線量を確認し、その結果を二年間保存すること。
	排水中の油脂分は、回収して衛生的に処理すること。	排水中の油脂分は、回収して衛生的に処理すること。

附 則

この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第六十一号

青森県下水道法施行条例及び青森県流域下水道条例の一部を改正する条例

(青森県下水道法施行条例の一部改正)

第一条 青森県下水道法施行条例(平成二十四年三月青森県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第四条中「第二十五条の十第一項」を「第二十五条の十八第一項」に改める。

(青森県流域下水道条例の一部改正)

第二条 青森県流域下水道条例(昭和六十二年三月青森県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条の十第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭